

物 品 公 売 公 告

次のとおり一般競争入札に付しますので、本公告、北海道森林管理局競争契約入札心得、契約書（案）等及び公売物件の現物を熟覧の上、入札に参加してください。

令和8年8月31日

分任契約担当官

檜山森林管理署長 徳永 隆則

1 競争に付する事項

（１）公売物件及び所在地等

番 号	車 名	規 格 (型式等)	数 量	単 位	閲覧及び引き渡し場所
1	乗用自動車 スバル フォレスタ	DBA-SHJ 登録：H23.01 車検：R7.12.24	1	台	檜山森林管理署 檜山郡厚沢部町 緑町 162-28

※物件の詳細は、別紙「公売物件明細書」による。

2 競争参加資格

- （１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- （２）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- （３）令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『物品の買受け』においてA、B、CまたはDの等級に登録されている者であること。
- （４）契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （５）農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年2月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくは準ずるものとして農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （６）この一般競争に参加を希望する者は、本公告に記載された資格を有していると認められる以下の証明書類等を、入札開始時刻の10分前までに5の（１）に示す場所に提出しなければならない。
 - ① （３）の資格に登録されている者は、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」(写)
 - ② 代理人が入札する場合は、委任状

3 入札の方法

- （１）前記1に示す物件ごとに入札するので、入札書には物件番号・物件名を明瞭に記載すること。
- （２）落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち課税対象金額に消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てるものとする。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

4 物件の閲覧及び契約条項等を示す場所並びに日時

- (1) 場 所 檜山森林管理署 総務グループ 経理担当
檜山郡厚沢部町緑町 162-28
電話 0139-64-3201

※ なお、契約条項については、ホームページ上に入札公告の仕様書等として全て掲載しており、入札心得については、ホームページ上の次の場所に掲載しています。

『[北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等>資料7：北海道森林管理局競争契約入札心得](#)』

- (2) 日 時 令和8年8月31日(月曜日)～令和8年9月15日(火曜日)
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く。)
午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

5 入札、開札の場所及び日時

- (1) 場 所 檜山森林管理署会議室
檜山郡厚沢部町緑町 162-28
- (2) 日 時 令和8年9月16日(水曜日)11時00分入札開始。
締切後直ちに開札する。

郵便入札を認める。なお、郵便入札を行うときは、令和8年9月15日(火曜日)午後5時まで檜山森林管理署総務グループ経理担当あて入札書が到着するように郵便(書留郵便に限る)で差し出すこと。

ただし、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できません。

送付先 〒043-1112 檜山郡厚沢部町緑町 162-28
檜山森林管理署 総務グループ 経理担当

※ 郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開札、(物件番号・物件名)の入札書在中」と記した上で外封筒に入れて投函すること。

また、外封筒の封皮にも「何月何日開札(物件番号・物件名)の入札書在中」と記すこと。

※ 本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類等を同時に提出する場合は外封筒に同封すること。

6 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条の2により免除。

7 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格以上で、最高価格をもって有

効な入札を行ったものを落札者とする。

8 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った場合には、北海道森林管理局競争契約入札心得第8条第3項に基づき再度の入札に参加することができません。

9 契約書の作成

契約書の作成は落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）とし、契約書に両者が捺印した時点をもって契約が成立する。

ただし、落札者が代金を即納して売払物件を引き取る時は、契約書の作成を省略することができる。この場合の契約は落札宣言をもって成立するものとする。

なお、落札決定の翌日から起算して7日以内に契約が成立しなかった場合には、その落札は取り消されます。

10 その他

（1）本公告に記載のない事項等については、物件明細書、北海道森林管理局競争契約入札心得及び契約書（案）によるほか、詳細な事項等については4（1）に示す場所にお問い合わせください。

（2）入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。

『[北海道森林管理局ホームページ](#)>[公売・入札情報](#)>[発注者綱紀保持対策](#)』

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。